

令和4年2月3日

『学生等の学びを継続するための緊急給付金』(二次募集)申請について

学生の皆さんへ

12月20日に国の補正予算が成立し、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により経済的な困難を抱える学生に対し、緊急的に学資を支援するための給付金を支給することの二次募集の案内がきました。

以下の《支給対象者の要件》に該当し、希望する場合は、2月18日(金)までに教学部学生支援担当に申請書類を提出してください。

なお、大学としての推薦枠がありますので申請しても対象とならないことがあること、書類不備や「申請書」及び「誓約書」に記載漏れがあったり、提出期限に間に合わない場合は対象外(推薦順位が下がる)となりますので注意してください。また、一次募集(2021.12.22案内)で大学から推薦された学生は、今回は対象となりませんので、申請することがないようにしてください。

《支給対象者の要件》

以下の①～⑤すべてを満たす者

- ①原則として自宅外で生活をしていること
- ②家庭から多額の仕送りを受けていないこと(年間150万円を目安とする(授業料を含む・入学金は含まない))
- ③家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと
- ④新型コロナウイルス感染症により、アルバイト収入に影響を受けていること
 - ・想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続していること
 - ・コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少(50%以上減少)し、その状況が本年度も改善していないこと
 - ・アルバイト収入が一定水準以上に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっていること
- ⑤第一種奨学金(無利子奨学金)等の既存の制度を利用していること又は利用を予定していること
 - ・要件を満たさないため第一種奨学金を利用できないが、民間等の支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している又は利用を予定している者

《支給額》

10万円

《申請窓口》 締切:令和4年2月18日(金)17時(郵送の場合は必着)

教学部学生支援担当 TEL 072-453-7024 mail:gakuseishien.users@ouhs.ac.jp

※郵送でも可(レターパックプラス又は簡易書留)

《申請方法》

以下の書類(すべてA4サイズ)を順にひとまとめにし、左上一ヶ所にホッチキス止めをして提出してください。

1. 緊急給付金 申請書(様式 1)
 - 様式 1-公的支援を受けている受給証明書(提出可能な場合のみ)
2. 緊急給付金 誓約書(様式 2)及び必要書類
 - 様式 2-① 自宅外通学を証明する書類(賃貸契約書のコピー等)
 - 様式 2-② 家庭からの仕送り額を様式 2 に記載
 - 様式 2-④ アルバイト給与明細のコピー(給与減少がわかる複数月の明細、スマホ等の画面出力でも可)
 - 雇用調整助成金による休業補償を受けている場合は、それがわかる書類
 - 様式 2-⑤ 奨学生証など認定証の写し(日本学生支援機構、その他民間奨学金)
3. 本人名義の通帳見開きページのコピー又はそれに代わるもの(名義人、銀行名、支店名、支店番号、口座番号がわかること)

以上